

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立国際医療研究センター】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月21日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

## 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

<b>所管府省名</b>	厚生労働省
<b>法人名</b>	独立行政法人国立国際医療研究センター

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	該当なし。
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○平成24年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、570,727千円となっており、国時代(平成21年度)の783,408千円と比べれば、212,681千円(27.2%)削減している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ..... このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし。

### 3. 取引関係の見直し

#### ① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

#### ○契約方法

・一般競争入札を原則として契約を実施。随意契約となるものについては、随意契約見直しの趣旨に則り、適正化を図る。

#### ○契約審査委員会による審議実施

・契約に係る重要事項は、外部委員、監事等で構成する契約審査委員会を毎月開催し、審議を実施。

#### ○契約監視委員会による審議実施

・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成22年12月9日設置し、平成24年度は2回審議を実施。

・平成24年度第1回の契約監視委員会を平成24年4月11日に開催し、平成23年10月から12月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約11件及び一者応札・一者応募となった契約4件について点検等を実施した。随意契約の11件は、機器修理や唯一の販売機関等やむを得ない事由であるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった4つの契約については、応札しなかった理由等のアンケートを実施しているものの、アンケート回答率が低いので、回収率向上を再度検討することとした。

・第2回の契約監視委員会を平成24年12月26日に開催し、平成24年1月から10月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約37件、一者応札・一者応募となった契約16件について点検等を実施した。随意契約の37件は、リース契約の継続、唯一の販売機関等やむを得ない事由であるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった16件の契約は、応札しなかった理由等について、アンケート回収率が低いため、引き続き回収率向上に向けた検討を行うこととされた。

【一者応札・一者応募の改善方策例】

- ・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する
- ・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない
- ・業務内容を具体的に分かりやすく記載する
- ・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする
- ・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。

【契約実績】

- ・平成22年度実績  
（金額ベース）  
一般競争 11,822,534千円（87.2%）、競争性のない随意契約 1,739,717千円（12.8%）  
（件数ベース）  
一般競争 432件（83.9%）、競争性のない随意契約 83件（16.1%）
- ・平成23年度実績  
（金額ベース）  
一般競争 19,579,910千円（92.9%）、競争性のない随意契約 1,506,903千円（7.1%）  
（件数ベース）  
一般競争 380件（86.8%）、競争性のない随意契約 58件（13.2%）
- ・平成24年度実績  
（金額ベース）  
一般競争入札 15,350,562千円（95.0%）、競争性のない随意契約 813,425千円（5.0%）  
（件数ベース）  
一般競争入札 341件（89.0%）、競争性のない随意契約42件（11.0%）

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPIに公表した。

② 契約に係る情報の公開

○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等（以下「関連法人」という。）に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

○ 基本方針に基づき発出された「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長事務連絡）を踏まえ、入札広告等を通じて入札参加業者へ周知を行う等、適切な取組を行っている（平成25年7月1日現在において、該当案件なし）。

<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。
<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 契約事務の合理化、効率化及びスケールメリットによる価格低減を図ることを目的として、これまでも医薬品等について6NC全体で共同入札を実施してきた。さらに、24年6月には国立病院機構、労働者健康福祉機構を加えた8法人で医薬品の共同入札を実施した。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 研究機器等、研究所に関する機器については、研究所共通機器委員会において仕様要件等について審議を実施。また、外部委員、監事等で構成する契約審査委員会を開催し競争性、公正性及び透明性について審査を実施。 ○ 調達方式については、リース方式が割安の場合はリースとしている。 ○ 調達に当たっては、近隣施設へ価格照会等を行い適正価格の把握を実施。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 今後、公共サービス改革法対象事業の選定作業を踏まえ、必要に応じて取り組みや検討を行う。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 公共サービス改革分科会において、取りまとめられた「公共サービス改革プログラム」に基づき、①新規取引業者の参入(新規取引業者を参入させるためホームページに掲載し呼びかけを行っている)、②医療機器導入時に保守を含めた調達等、新たな方策により経費の削減を図っている。
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 人事院勧告に係る国家公務員の給与改定に準じて、役員及び職員の給与改定を実施している。また、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、役員の給与改定を実施している。 平成24年度には「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月に役員、平成25年2月に職員の退職規程を改定した。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 事務職、研究職、医師、看護師の給与水準は、国家公務員と比べて高くなっており、引き続き、国の給与水準を踏まえた対応を行っていく。</p> <p>事務職の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、当法人の事業運営、民間医療機関の給与及び国家公務員の給与等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めるとともに、適切な水準の確保について検証する。引き続き、人事院勧告、民間企業の従業員の給与及び業務の実績などを考慮し、適切に対応していき、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね103以下となるよう努力していく。</p> <p>研究職の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の研究職員の給与、民間機関の研究職員の給与、当法人の研究職員確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね115以下となるよう努力していく。</p> <p>医師の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の病院医師の給与、民間医療機関の病院医師の給与、当法人の病院医師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響等を総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討を行い、平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね116以下となるよう努力していく。</p> <p>看護師の平成25年度における対国家公務員指数は、現状で推移した場合、給与特例に対応した削減が、前年度と違い、通年行われるため、前年度を下回ることが見込まれるが、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与、当法人の看護師確保の状況や確保できない場合に法人の事業運営に与える影響や民間医療機関の看護師の給与及び業務の実績などを総合的に考慮した上で、効率化できる部分については引き続き削減を進めていくとともに、適切な給与水準の確保について検討する。また、人事院勧告、民間医療機関の看護師の給与及び業務の実績などを考慮し適切に対応することにより平成25年度(平成26年度公表)までに対国家公務員指数が地域・学歴勘案で概ね112以下となるよう努力していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、HP上で公表を行った。</p>

○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。

○平成24年度の給与水準については、今後、監事による監査及び厚生労働省の独立行政法人評価委員会並びに総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において評価を受ける予定である。

## ② 管理運営の適正化

○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。

### <人員体制>

#### ○事務部門

・平成22年4月の独立行政法人移行に伴い事務部門を、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし効果的・効率的な運営体制を整備した。この4部体制による権限と責任の明確化による相互牽制と効率的運営に取り組むとともに、加えて、平成24年4月に統括事務部を設置し、事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等のセンター全体の事務機能を強化し、より一層の効率的な業務運営を実施した。

#### ○ガバナンス体制

・理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組んだ。

・コンプライアンス研修の実施など職員の法令遵守意識の向上に取り組んだ。

#### ○職員教育

・職員の意識改革として、以下の取り組みを実施

①コンプライアンスと個人情報保護についての研修を実施(平成25年2月19日)

②看護師等を対象に、医療と経営に係る研修を実施(平成25年1月29日)

③事務職員を対象に、財務会計、経営、待遇等に係る研修を実施(平成24年10月11日)

④全職員から運営に係る提案募集を引き続き実施(平成23年1月～)

⑤職員の自主的活動としてQC活動を引き続き実施(平成22年7月～)

⑥外部理事と有志職員によるミッション等に係る集中討議を実施(平成22年6月24日、平成23年10月5日)

・キャリアパスや専門的な資格取得などセンター運営に資する職員能力開発に係る職員教育体制の構築を検討

### <運営管理>

・月次決算を引き続き実施し、理事会、運営会議、センター管理会議等において分析結果を報告、経営改善策等の検討や取り組みを実施。

・業務改善、経営改善に向けて、職員の意見を聞き、自主的取り組みを行うため、院内ホームページ等により「業務改善提案募集」を実施。

### <効率化目標>

○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。

・平成24年度の一般管理費(退職給付費用を除く)は、570,727千円となっており、国時代(平成21年度)の783,408千円と比べれば、212,681千円(27.2%)削減している。

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○法定外福利厚生費は、職員の労働安全衛生法に基づく健康診断経費及び、業務に伴う感染防止を目的としたワクチン接種のほか、厚生労働省の基準に準じて作成した職員及び職員の家族の弔電供花の内規により運用している。 ○給与振込経費は、国に準じた取り扱いとしており原則1口座制としている。また、取引銀行選定時における条件の一つとして、給与振込料についても考慮した。 ○海外出張旅費にかかる規定は、国に準じて整備し、実費支弁の原則から航空代金、宿泊費は領収書等の添付を求めている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○事業費等の所要額については、年度計画作成時に各事業毎に必要な経費の精査を行い所要額の積算を行っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○監査室の設置と内部監査の実施 平成22年4月からガバナンスの強化、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室を設置 ・監査室による内部監査を実施(24年度実績①～⑧) ①外部資金による研究費の経理について ②固定資産(物品)の管理について ③役務契約における契約給付完了検査に関する事項 ④患者未収金の管理に関する事項 ⑤法人文書の管理に関する事項 ⑥毒薬・劇薬・麻薬・向精神薬及び毒物・劇物の管理に関する事項(抜打ち) ⑦保有個人情報に関する事項 ⑧外部資金研究費で購入した備品及び消耗備品の管理に関する事項(抜打ち) ①から⑤については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、⑥については、管理方法が十分でない面が見受けられるとする旨の指摘をし、その後の状況をフォローし改善を行った。⑦と⑧については、適正に管理されていた。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○看護大学校の授業料等については、看護系大学等民間の水準等を考慮した適正な負担となるよう取り組んでいる。</p> <p>(直近の授業料等の改定) 入学料 平成14年度に、5,000円引き上げ、282,000円とした。 授業料 平成18年度に、15,000円引き上げ、535,800円/年とした。</p> <p>(現在の授業料等の金額) 入学料 学部、研究課程ともに、282,000円 授業料 学部、研究課程ともに、535,800円/年</p>



<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○全職員を対象に知財に関する説明会を実施。  ○企業で創業経験がある知財担当者を中心に、職務発明の特許性の有無や出願戦略、出願済特許のオフィスアクション(拒絶理由通知)への対応、ライセンス契約への戦略などの体制を整備。  ○知財に関する相談・関知体制の充実について検討するために、センター内の関連部署による知財ワーキンググループにおいて、約3ヶ月ごとに審議を行った。  ○特許等の実績  ・平成22年度の特許出願件数4件  ・平成23年度の特許出願件数21件  ・平成24年度の特許出願件数25件  ・平成24年度においては、特許を受ける権利等の譲渡及び実施許諾により、1,082千円の収入があった。(22年度実績 45千円、23年度実績 222千円)</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ 研究開発費による研究課題等については、外部の専門家で構成される国際医療研究開発費評価委員会を平成22年4月1日に設置し、事前・中間・事後の評価を行い、採択・継続すべき研究課題を決定している。平成24年度は、応募件数45件のうち22件を採択。平成25年度は、応募件数47件のうち25件を採択した。また、事後評価の結果が芳しくない研究者には、新規研究課題を採択しないよう、事後・事前の委員会の結果に関する情報共有を通じ、連携を行っているところ。

＜事前評価委員会委員＞

遠藤弘良（東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座教授）、丸井英二（人間総合科学大学人間科学部教授）、三砂ちづる（津田塾大学国際関係教授）、北潔（東京大学大学院医学系研究科国際生物医学化学教授）、田代順子（聖路加看護大学国際看護学教授）、加藤誠也（結核予防会結核研究所副所長）、福田祐典（独立行政法人国際協力機構人間開発部技術審議役）、土生栄二（厚生労働省医政局国立病院課長）、以上、国際医療協力研究分野。木村哲（東京通信病院院長）、小池和彦（東京大学大学院医学系研究科内科学専攻消化器内科学教授）、岩本安彦（東京女子医科大学糖尿病センター長）、吉倉廣（国立感染症研究所名所所員）、加来浩平（川崎医科大学糖尿病内分泌科教授）、松岡雅雄（京都大学ウイルス研究所所長）、土生栄二（厚生労働省医政局国立病院課長）、以上、疾病研究分野。

＜中間・事後評価委員会委員＞

遠藤弘良（東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座教授）、中村安秀（大阪大学大学院人間科学研究科教授）、三砂ちづる（津田塾大学国際関係教授）、中野貴司（川崎医科大学臨床医学系小児科学教室教授）、田代順子（聖路加看護大学国際看護学教授）、石川信克（結核予防会結核研究所所長）、福田祐典（独立行政法人国際協力機構人間開発部技術審議役）、土生栄二（厚生労働省医政局国立病院課長）、以上、国際医療協力研究分野。滝口雅文（熊本大学エイズ学研究センター長）、三代俊治（東芝病院研究部部長）、瀧美義仁（永寿総合病院糖尿病臨床研究センター長）、福井次矢（聖路加国際病院院長）、綿田裕孝（順天堂大学大学院代謝内科学教授）、土生栄二（厚生労働省医政局国立病院課長）、以上、疾病研究分野。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 研究課題の採択の可否については外部の専門家で構成される事前評価委員会の意見を聴取したうえで決定しており、採択された研究課題の進捗状況は、外部の委員からなる中間評価委員会で、毎年評価している。成果の上がらない研究については、研究計画の中止もしくは研究費の減額を行っている。なお、各評価委員会で聴取した意見については、今後の研究に役立たせるようフィードバックをしている。

○ 採択した研究課題及び、毎年の研究報告書についてはホームページで公表している。

○ 研究部門の最終評価については、外部の専門家を含む事後評価委員会において、原則として3年ごとに実施され、評価結果を公開することとしている。

No.	52	所管	厚生労働省	法人名	国立国際医療研究センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

## 【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究事業	業務運営の効率化	22年度から実施	<p>組織内の企画立案機能、調整機能、分析機能を高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築するために以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務部門について、効率的・効果的な運営体制とするため人員配置の見直しを行う。</li> <li>・業務改善に積極的に取り組む人材を育成するため、事務職員を対象に現状の問題把握や企画能力の向上に資する研修を実施する。</li> <li>・一般管理費（退職手当を除く。）を一層節減する。</li> </ul>	2a	<p>&lt;人員体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事務部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年4月の独立行政法人移行に伴い事務部門を、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制とし効果的・効率的な運営体制を整備した。この4部体制による権限と責任の明確化による相互牽制と効率的運営に取り組むとともに、加えて、平成24年4月に統括事務部を設置し、事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等のセンター全体の事務機能を強化し、より一層の効率的な業務運営を実施した。</li> </ul> </li> <li>○ガバナンス体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組んだ。</li> <li>・コンプライアンス研修の実施など職員の法令遵守意識の向上に取り組んだ。</li> </ul> </li> <li>○職員教育 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の意識改革として、以下の取り組みを実施 <ol style="list-style-type: none"> <li>①コンプライアンスと個人情報保護についての研修を実施（平成25年2月19日）</li> <li>②看護師等を対象に、医療と経営に係る研修を実施（平成25年1月29日）</li> <li>③事務職員を対象に、財務会計、経営、接遇等に係る研修を実施（平成24年10月11日）</li> <li>④全職員から運営に係る提案募集を引き続き実施</li> <li>⑤職員の自主的活動としてQC活動を引き続き実施（平成22年7月～）</li> <li>⑥外部理事と有志職員によるミッション等に係る集中討議を実施（平成22年6月24日、平成23年10月5日）</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリアパスや専門的な資格取得などセンター運営に資する職員能力開発に係る職員教育体制の構築を検討</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;運営管理&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月次決算を引き続き実施し、理事会、運営会議、センター管理会議等において分析結果を報告、経営改善策等の検討や取り組みを実施。</li> <li>・業務改善、経営改善に向けて、職員の意見を聞き、自主的取り組みを行うため、院内ホームページ等により「業務改善提案募集」を実施。</li> </ul> <p>&lt;効率化目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中期目標期間最終年度において一般管理費を平成21年度比15%以上節減する。</li> <li>・平成24年度の一般管理費（退職給付費用を除く）は、570,727千円となっており、国時代（平成21年度）の783,408千円と比べれば、212,681千円（27.2%）削減している。</li> </ul> <p>&lt;予算の状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究事業等の不採算部門にかかる経費の財源として平成25年度の運営費交付金については、対前年度（補正後）220,783千円の削減（▲3.2%）、対前々年度では600,084千円の削減（▲8.7%）となった。</li> <li>平成25年度予算額には、重点分野（成長による富の創出）として、「バイオバンク事業」に係る経費、201,757千円が確保されたところである。</li> </ul>	<p>更に、患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供に向けて取り組む。</p> <p>更に、効率的な業務運営を推進する。</p>
02 臨床研究事業						
03 診療事業						
04 教育研修事業						
05 情報発信事業						
06 国際協力事業						
07 看護大学校事業						
08 一般管理費						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
09	内部統制の強化	22年度から実施	法令遵守（コンプライアンス）の観点から、監査室を設置し、内部監査を実施する。	1a	<p>○監査室の設置と内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年4月からガバナンスの強化、コンプライアンスの確保を推進するため、理事会、監査室、コンプライアンス室を設置</li> <li>・監査室による内部監査を実施</li> </ul> <p>&lt;22年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①国から承継した固定資産（物品）の管理について</li> <li>②競争的研究資金による研究費の経理について</li> <li>③物品・役務等の契約について</li> <li>④保有個人情報の管理を重点項目とし実施</li> </ul> <p>①と③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、②と③については、管理や業務体制に十分でない面が見受けられるとする旨の指摘し、その後状況をフォローし改善を行った。</p> <p>&lt;23年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外部資金による研究費等の経理に関する事項</li> <li>②固定資産の管理に関する事項</li> <li>③保有個人情報の管理に関する事項</li> <li>④旅費の経理に関する事項</li> <li>⑤公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務に関する事項</li> <li>⑥法人文書の管理に関する事項</li> </ul> <p>を重点項目とし、前回監査の指摘事項に対する取組状況を踏まえ実施</p> <p>①～③については、概ね適正に管理・手続きがなされている旨の監査結果であったが、④と⑥については、管理や業務体制が十分でない面が見受けられるとする旨の指摘をし、その後の状況をフォローし改善を行った。⑤については、適正に管理・取引されていた。</p>	措置済み
10	業務運営の効率化等	22年度から実施	<p>原則として一般競争入札とする。また、やむを得ず随意契約となる場合は、「随意契約見直し計画（改訂）」を踏まえた適正化を図り、その取組情報を公表する。</p> <p>なお、契約に関する重要事項については、役員及び外部有識者で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議する。</p>	2a	<p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、外部有識者及び監事等で構成される契約監視委員会を設置した。契約監視委員会において、随意契約及び一者応札・一者応募となった契約について個々に点検・見直しを実施しており、随意契約については、契約の相手方が特定されるものなど、真に随意契約によらざるを得ないものを除き、一般競争へ移行することとしている。</p> <p>・平成24年度第1回の契約監視委員会を平成24年4月11日に開催し、平成23年10月から12月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約11件及び一者応札・一者応募となった契約4件について点検等を実施した。随意契約の11件は、機器修理や唯一の販売機関等やむを得ない事由であるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった4つの契約については、応札しなかった理由等のアンケートを実施しているものの、アンケート回答率が低いので、回収率向上を再度検討することとした。</p> <p>・第2回の契約監視委員会を平成24年12月26日に開催し、平成24年1月から10月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約37件、一者応札・一者応募となった契約16件について点検等を実施した。随意契約の37件は、リース契約の継続、唯一の販売機関等のやむを得ない事由であるものと判断された。また、一者応札・一者応募となった16件の契約は、応札しなかった理由等について、アンケート回答率が低いので、引き続き回収率向上に向けた検討を行うこととされた。</p> <p>○契約審査委員会による審議実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約に係る重要事項は、外部委員、監事等で構成される「契約審査委員会」においてあらかじめ審議している（毎月開催し、審議を実施）。</li> </ul> <p>【一者応札・一者応募の改善方策例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札公告（HP掲載等）の期間は、土日・祝日を除き、10日以上確保する</li> <li>・官公庁等の業務実績を設定するなどの必要性が低い入札参加要件を設定しない</li> <li>・業務内容を具体的に分かりやすく記載する</li> <li>・発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位とする</li> <li>・契約締結から履行開始までの期間や契約期間は十分な期間を設ける。</li> </ul>	一者応札・一者応募の改善に取り組むため、入札に参加しなかった業者へのアンケート回収率の向上に向けた改善策を検討する。